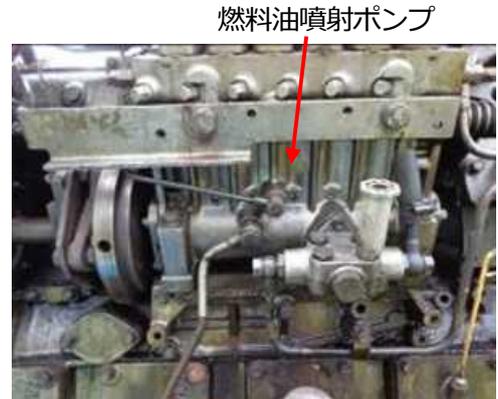


機関各部への潤滑油の給油量が著しく減少して潤滑が阻害された事例

インシデントの概要：本船（漁船、総トン数14トン、17.11m(Lr)、ディーゼル機関、出力：478.10kW）は、操業中、主機の運転ができなくなり運航不能となった。

インシデントの経過：

- ・本船は、船長ほか1人が乗り組み、主機を回転数毎分約1,900とし、いか一本釣り漁の操業中、18時45分ごろ主機が停止した。
- ・船長は、機関室右舷側にある同室出入口の戸を開けたところ、主機の右舷側から潤滑油が噴き出しているのを認めた。
- ・船長は、主機右舷側に付設された‘燃料油噴射ポンプ可動部への給油用入口パイプ’（本件パイプ）が破損していることを確認し、機関室の右舷側に潤滑油が拡散していたので主機の運転を断念し、本船は僚船にえい航されて漁港に帰った。
- ・本船は、主機を開放点検した結果、6番シリンダにおいて、ピストンがピストンピンの位置で割損、ピストンピンの焼付き、シリンダライナの焼損、クランク軸の曲損、接続棒によるシリンダブロック左舷側の破口、同破口による油受内の潤滑油の流失等が、5番シリンダでは、ピストン及びシリンダライナの焼損等を生じたことが判明した。



本件パイプの取付け状況

インシデント前の状況：本件パイプは、数年前に防振用の金具部分が擦れて破損したので、（修理後に）同金具が取り外され、機関振動等を受ける状態であった。

原因：本インシデントは、夜間、本船が操業中、本件パイプが破損したため、主機の潤滑油が破損部から噴き出し、各部の給油量が著しく減少して潤滑が阻害され、6番シリンダのピストンが割損し、シリンダブロックに破口を生じ、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

本件パイプは、防振用の金具が取り外された状態で機関振動等を受け続けて材料が疲労し、破損したものと考えられる。

再発防止に向けて（事故等の防止対策）

- ・主機付設の燃料油噴射ポンプの給油用パイプは、防振用の金具を取り付けて固定した上、日常の点検で異常の有無を確認し、必要に応じて適切に交換すること。

本事故の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。（平成27年12月17日公表）
https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-inc/2015/MI2015-12-1_2015mj0057.pdf